

優先利用

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待・DVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障害を有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧小規模保育事業などの地域型保育事業の卒園児童
- ⑨その他市長が認める事由